21　20の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

22　21の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

23　22の欄は、次によること。

［削る］

⑴　［略］

⑵　第15条の２、第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

⑶　［略］

⑷　［略］

⑸　［略］

⑹　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）にあつては、緊急時における申請者以外の２以上の者の連絡先を記載すること。

⑺　［略］

24　23の欄は、16の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第15条の２の２第２項の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

25　24の欄は、次によること。

⑴　通信方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　通信路数の欄は、次によること。

［ア　略］

イ　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

［ウ　略］

⑶　ＡＴＩＳ番号の欄は、注19の⑴によること。

⑷　個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

⑸　［略］

25　24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

26　25の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

27　26の欄の記載は、次によること。

⑴　５の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　［同左］

⑶　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号及び識別信号により明示すること。

⑷　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

⑸　［同左］

⑹　［同左］

⑺　［同左］

⑻　遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時における申請者以外の２以上の者の連絡先を記載すること。

⑼　［同左］

28　27の欄は、当該無線局の識別信号を記載し、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第６項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

29　28の欄は、次によること。

⑴　通信方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　［同左］

［ア　同左］

イ　時分割多重方式の無線設備にあつてはその通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつてはその通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては映像及び音声の別にチャネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

［ウ　同左］

⑶　ＡＴＩＳ番号の欄の記載は、注22の⑴によること。

［新設］

⑷　［同左］